

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【報告者の名称】	株式会社アドテックエンジニアリング
【報告者の所在地】	東京都港区虎ノ門三丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(3433)4600
【事務連絡者氏名】	経営企画室室長 草野 健
【縦覧に供する場所】	長岡工場 (新潟県長岡市三島新保397番地) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注2) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注4) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- (注5) 本書中の「株券」とは、株式についての権利を指します。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 ウシオ電機株式会社

所在地 東京都千代田区大手町二丁目6番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年2月13日開催の取締役会において、ウシオ電機株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に関し、賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては当社株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、平成22年5月19日付で当社と資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）（注1）を締結し、平成22年6月28日付で当社株式の第三者割当増資により当社株式1,580,000株を取得することにより、当時所有していた当社株式303,900株と合計して当社株式1,883,900株（所有割合（注2）25.68%）を所有しており、当社を持分法適用関連会社としております。

公開買付者によれば、平成24年2月13日開催の取締役会において、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である「JASDAQスタンダード市場（以下、「JASDAQ」といいます。）」に株式を上場している当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、当社の大株主であり代表取締役会長でもある水谷軍司氏（以下、「水谷会長」といいます。）の親族である水谷舞氏（所有株式数363,000株、所有割合4.95%）、水谷由美子氏（所有株式数363,000株、所有割合4.95%）及び水谷千代子氏（所有株式数228,000株、所有割合3.11%）（以下、これらの3名を「本応募者」と総称し、水谷会長及び本応募者を「創業家」と総称します。）がそれぞれ所有する当社株式の全て（合計所有株式数954,000株、所有割合13.00%）を取得することを主たる目的とした本公開買付けを実施すること、並びに水谷舞氏及び水谷由美子氏がその発行済株式の全部を所有する資産管理会社で、当社株式を1,100,000株（所有割合14.99%、以下、「ミズタニ継続所有株式」といいます。）所有する株式会社ミズタニ（東京都世田谷区上野毛3丁目5番16号、以下、「ミズタニ」といい、ミズタニの株主としての水谷舞氏及び水谷由美子氏を「ミズタニ株主」と総称します。）の発行済株式の全部を、本公開買付けの成立を条件としてミズタニ株主から本公開買付けに係る買付け等の価格（1株当たり400円、以下、「本公開買付け価格」といいます。）を基準に算定された価格で譲り受けること（以下、「本ミズタニ株式譲渡」といい、及びを総称して、「本取引」といいます。）を決議したとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付け価格による売却を希望する本応募者及びミズタニ株主以外の当社株主の皆様に対して、本応募者と同様の当社株式の売却の機会を提供するために、買付予定の株券等の数（以下、「買付予定数」といいます。）の上限は設定しておらず、また、公開買付者は、買付予定数の下限も設定していないため、本公開買付けにおいては応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けにより、当社を連結子会社とすることは企図しておりますが、当社株式の上場廃止については企図していないとのことです。

(注1) 本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

資本提携

公開買付者が、第三者割当増資により当社株式1,580,000株を取得し、公開買付者が当時所有していた当社株式303,900株と合計して、1,883,900株を所有することを内容としておりました。なお、公開買付者は、当該第三者割当を受けた平成22年6月28日以来、本書提出日現在に至るまで同当社株式を所有し続けております。

業務提携

業務提携は下記の各施策を内容としております。

- ・市場ニーズにマッチした高精度で低価格の自動露光装置の開発・生産を行うため、国内において高密度・高精細なプリント配線板製造用自動露光装置製造に実績を持つ当社の経営資源を公開買付者の中国生産拠点に有効利用し、公開買付者工場で生産すること。
- ・日本・欧米・アジアに資材調達網を有する公開買付者のスケールメリットと国内に高品位な自動露光装置に特化した部品を調達する物流インフラを有する当社の資材調達能力を相互活用し、原材料・資材の共同調達を図り、コストダウンを実現すること。
- ・韓国・台湾・中国市場に特化した強みを持つ当社と、全世界に販売拠点を有する公開買付者の販売網のスケールメリットを相互活用し、製品の販売の拡大を図ること。
- ・紫外線ランプに強みを持つ公開買付者とコンタクト式自動露光装置に強みを持つ当社の技術・開発協力により、市場ニーズにマッチしたコンタクト式自動露光装置を開発すること。
- ・公開買付者から当社に、管理部門・営業部門を中心に役職員を派遣し、技術部門・営業部門を中心に両社間の人事交流を図ること。

(注2) 所有割合とは、当社の平成24年2月13日提出の第29期第1四半期報告書に記載された平成23年12月31日現在の当社の発行済株式総数(8,030,000株)から当社が所有する自己株式数(694,132株)を控除した数(7,335,868株)に占める所有株式数の割合(小数点以下第三位を四捨五入)を意味します。

公開買付者は、平成24年2月13日付で、当社の大株主である本応募者及び水谷会長(注)との間で公開買付応募契約(以下、「本応募契約」といいます。)を締結しており、本応募者との間で、各本応募者が所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。

また、公開買付者は、本取引の実施を検討するにあたって、ミズタニ株主より、ミズタニが所有する当社株式1,100,000株を本公開買付けに応募するよりも、公開買付者が、所有資産が実質的に当社株式のみであるミズタニの発行済株式の全部を取得することにより、ミズタニがその所有する当社株式を本公開買付けに応募することに代えたいとの申し出を受けたとのことです。公開買付者としては、ミズタニ株式の譲渡価格が、ミズタニ継続所有株式1,100,000株に本公開買付価格を乗じて得た額(440,000,000円)に、平成24年3月31日現在のミズタニの貸借対照表に記載された資産(当社株式を除く。)の額を加え、同負債の額を控除した額(以下、「本ミズタニ株式譲渡価格」といいます。)とされており、ミズタニがその所有する当社株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異ならず、経済的な合理性が認められるだけでなく、法第27条の2第3項及び令第8条第3項に基づく公開買付価格の均一性の要請に反するものではなかったため、法律上も許容されると判断できたことから、これを受け入れることとし、公開買付者はミズタニ株主及び水谷会長(注)との間で、平成24年2月13日付で、本公開買付けに係る決済日(以下、「本決済日」といいます。)に、ミズタニの発行済株式の全部を公開買付者が譲り受ける旨の株式譲渡契約(以下、「本ミズタニ株式譲渡契約」といいます。)を締結したとのことです。

なお、本公開買付け後のミズタニの取扱いについては、今後公開買付者グループ内における組織再編等の可能性も含めて、慎重に公開買付者の社内でさらなる協議・検討を行った上で、決定する予定とのことです。

上記の本応募契約及び本ミズタニ株式譲渡契約の詳細については、後記「(6) 公開買付者と当社株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

(注) 水谷会長は、本応募契約における応募当事者及び本ミズタニ株式譲渡契約における譲渡当事者ではありませんが、本応募者及びミズタニ株主の連帯保証人として各契約を締結しているとのことです。

本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は昭和58年の創立以来、超精密加工技術をコア技術にして、電気、ソフトウェア、画像処理、光学等の多様な要素技術を融合した複合技術を活かし、PCB（プリント配線板）、半導体用パッケージ、PDP（プラズマディスプレイパネル）及びLCD（液晶ディスプレイ）に代表されるFPD（フラットパネルディスプレイ）等の製造工程で必要とされる露光装置・検査装置等を製造し、製品企画、開発・設計、製造、販売及びメンテナンスまでの一貫生産体制を基本方針とし、プリント配線板メーカー等の製造プロセスの問題解決を提案するソリューション型企業を目指して事業を営んでおります。

一方、公開買付者グループは、独自性、先駆性をもった「光創造企業」として、常に世界の光マーケットで顧客のニーズを先取りし、そのニーズに具体的に応える新しい高付加価値製品・サービスの開発・提供を行い、事業の拡充を目指しているとのことです。また、連結利益の最大化と長期成長に向けた光事業の拡大に向けて、既存事業を強化しつつ、新製品開発、新規用途開拓、新規事業展開を積極的に推進しているとのことです。

特に重点事業戦略として、高輝度・高画質化や大画面・高精細化が進む「デジタル映像・画像事業」分野におけるデジタルシネマ事業の着実な展開とノンシネマ事業の一層の拡大、競争力のあるLED・レーザーダイオード等の開発が進む「固体光源事業」の推進、情報通信機器・エレクトロニクス製品の小型軽量化とともに高機能化・高性能化が急速に進む「高密度実装事業」として液晶・半導体・高精細プリント基板市場に貢献する技術・製品の提供、極端紫外線（EUV）光源開発を含む高集積・微細化が進む次世代半導体等の「露光事業」の開発強化と事業推進等に取り組んでいるとのことです。

上記の事業戦略を達成するために、多様化するマーケットニーズに対応した製品ラインアップの充実、徹底した製造コストの低減、品質・生産性の向上に加え、国内外での生産拠点・販売拠点とネットワークの拡大強化を図り、世界のマーケットへ向けて光源、光学装置及び映像装置の拡販、サービス体制の充実等に努めており、自社開発に加えて、事業提携や出資等も選択肢として、機動力ある事業の発展を図っているとのことです。

平成22年5月19日に、投影式自動露光装置を主力とする公開買付者とコンタクト式自動露光装置に強みを持つ当社は、両社独自の技術・営業基盤を相互に活かすことにより、自動露光装置市場における技術・生産・販売等の分野でさらなる高いポジションを確立できるとの認識で合意に至り、両社間で業務提携を行うこととし、本資本業務提携契約を締結いたしました。具体的には、公開買付者の露光装置の中国生産、両社がそれぞれ有する事業基盤の相互活用による製品の販売拡大、資材共同調達によるコストダウン、両社の技術協力による新製品開発等を図ることを目的に業務提携を行うことを合意いたしました。また平成22年6月28日付で、上記の業務提携をより確実、強固なものとするため、当社の第三者割当による新株発行（普通株式1,580,000株）を公開買付者が引き受けました。

本資本業務提携契約の締結以来、公開買付者と当社は「業務提携推進委員会」を設置し、相互に事業に対する理解を深めるとともに、露光装置分野における研究開発投資の効率化や公開買付者から当社への一部製造委託等を実施し、共に企業価値の最大化に努めてまいりました。

このような状況の下、公開買付者は、平成23年6月下旬頃より、当社及び創業家との間で、それぞれ、本応募者の所有する当社株式及びミズタニ継続所有株式の扱いについて相互に協議を進めた結果、公開買付者が本応募者の所有する当社株式及びミズタニの発行済株式の全部を取得して当社を連結子会社とし、相互にその補充関係をより積極的に活用することによって、業務提携関係をさらに発展させ、相互の企業価値を向上させることができ、かつ、当社を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択肢になるものとの結論に至ったとのことです。その上で、前記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、ミズタニ株主からの申し出を受け入れることが可能であると判断したことから、平成24年2月13日に、公開買付者は、創業家との間で、公開買付者が本公開買付けを実施する場合には本応募者がその所有する当社株式を本公開買付けに応募すること及びミズタニの発行済株式の全部を、本公開買付けの成立を条件としてミズタニ株主から本公開買付価格を基準に算定された価格で譲り受けることで合意するに至り、平成24年2月13日開催の公開買付者の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けの主たる目的が、本応募者がそれぞれ所有する当社株式の全てを取得するとともに、ミズタニ株主よりミズタニの発行済株式の全部を譲り受けることにより、当社を公開買付者の連結子会社とすることであることに鑑み、本公開買付価格については、公開買付者と創業家との間で協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格をもって本公開買付価格とする方針を採用したとのことです。

当該方針の下、平成24年2月13日を基準日として、JASDAQにおける当社株式の過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移並びに当社に対するデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘察し、かつ、創業家との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格を400円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である400円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年2月10日のJASDAQにおける当社株式の終値310円に対して29.03%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年1月11日から平成24年2月10日まで）の終値の単純平均値302円（小数点以下を四捨五入）に対して32.45%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年11月11日から平成24年2月10日まで）の終値の単純平均値308円（小数点以下を四捨五入）に対して29.87%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年8月11日から平成24年2月10日

まで)の終値の単純平均値379円(小数点以下を四捨五入)に対して5.54%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ付与した価格となります。また、本公開買付価格である400円は、本書提出日の前営業日である平成24年2月13日のJASDAQにおける当社株式の終値326円に対して22.70%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去1ヶ月間(平成24年1月16日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値304円(小数点以下を四捨五入)に対して31.58%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去3ヶ月間(平成23年11月14日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値306円(小数点以下を四捨五入)に対して30.72%(小数点以下第三位を四捨五入)、過去6ヶ月間(平成23年8月15日から平成24年2月13日まで)の終値の単純平均値377円(小数点以下を四捨五入)に対して6.10%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ付与した価格となります。

なお、公開買付者は、本公開買付価格の算定に際して、第三者の意見の聴取等を行っていないとのことです。

また、公開買付者は、当社を連結子会社とするために、本公開買付けにおいて買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことですが、当社株式の上場廃止については企図していないとのことです。上場維持の方針に関する詳細については、後記「(4)上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。

以上の事情を背景として、当社は、平成24年2月13日開催の当社の取締役会において、企業価値のさらなる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、公開買付者との間で強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識の下、本公開買付けにより当社が公開買付者の連結子会社となることで、当社の今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、当社株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。また、本公開買付価格に関しては最終的には創業家と公開買付者との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、当社株主が本公開買付けに応募するか否かに対して強圧的效果を有していないものと認められ、さらに、当社株主として本公開買付け後も当社株式を所有し、本公開買付けにより見込まれる当社の企業価値の向上の利益に与るという選択肢をとることも十分な合理性が認められると考えられることに鑑み、平成24年2月13日開催の当社の取締役会において、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

本公開買付け後の経営方針

上記のとおり相互補完関係をより積極的に活用し、公開買付者及び当社のさらなる成長及び企業価値の向上を達成するため、公開買付者は、当社の取締役の過半数を派遣する予定とのことです。当社は、公開買付者の要請に基づき、本取引により当社が公開買付者の連結子会社となった場合には、公開買付者が当社に派遣する取締役の選任のため平成24年5月末頃を目途として臨時株主総会を開催すること及び当該臨時株主総会の基準日は平成24年3月末頃を目途とすることを予定しております。

また、本書提出日現在、当社の代表取締役会長である水谷会長については、本公開買付けの成立後も引き続き、当社の取締役として当社の経営に協力していただくことを予定しているとのことです。その他、当社の経営体制、経営方針等については、今後当社と協議・検討を行うことを予定しているとのことです。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）に、当社の株式価値の算定を依頼し、平成24年2月13日付で「株式価値算定書」（以下、「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました（なお、当社は、野村證券から本公開買付け価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません）。

野村證券は、本株式価値算定書において、当社の株式価値の算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、当社の株式価値の算定を行いました。当該各手法に基づき算定した当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：302円から379円

類似会社比較法：187円から440円

DCF法：487円から1,041円

市場株価平均法では、本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年2月10日を基準日として、JASDAQにおける当社株式の基準日終値（310円）、直近1週間の終値平均値（306円）、直近1ヶ月間の終値平均値（302円）、直近3ヶ月間の終値平均値（308円）及び直近6ヶ月間の終値平均値（379円）を基に、当社株式1株当たりの株式価値を302円から379円までと算定しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、当社株式1株当たりの株式価値を187円から440円までと算定しております。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、当社へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定しており、これにより当社株式1株当たりの株式価値を487円から1,041円までと算定しております。

独立した法律事務所からの当社への助言

当社は、本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を選任し、TMI総合法律事務所から、本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得ております。

利害関係を有しない出席取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成24年2月13日開催の取締役会において、野村證券から取得した本株式価値算定書及びTMI総合法律事務所から得た法的助言を踏まえ、全取締役6名のうち水谷会長及び衛藤潤生以外の4名が出席し、本公開買付けについて慎重に協議、検討を行った結果、当社としては、企業価値のさらなる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、公開買付者との間で強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識の下、本公開買付けにより当社が公開買付者の連結子会社となることで、当社の今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、当社株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け価格に関しては最終的には創業家と公開買付者との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、当社株主が本公開買付けに応募するか否かに対して強圧的效果を有していないものと認められ、さらに、当社株主として本公開買付け後も当社株式を所有し、本公開買付けにより見込まれる当社の企業価値の向上の利益に与るという選択肢をとることも十分な合理性が認められると考えられることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては当社株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。当社取締役のうち、水谷会長は本応募者の親族であり、また、取締役衛藤潤生は公開買付者の従業員を兼務しているため、いずれも利益相反の観点から、上記取締役会には出席しておらず、上記の賛同決議のための審議及び決議に参加していません。また、当社取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、当該取締役会に出席した当社の全監査役3名（うち社外監査役2名）のいずれからも特に異議は述べられていません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場しておりますが、当社は本公開買付け後も当社株式について上場を維持することを希望しており、また、公開買付者も、当社株式の上場廃止を企図していないとのことです。

もっとも、本公開買付けにおいては、本公開買付け価格による売却を希望される当社株主の皆様に広く売却の機会を提供する観点から買付予定数の上限が設定されていないため、本公開買付けの応募状況次第で、当社株式は、JASDAQにおけ

る有価証券上場規程第47条に規定される下記のような上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

上場会社の事業年度の末日において、浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役、執行役をいいます。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でない認められる株式を除きます。）を除く株主が所有する株式の数をいいます。）が500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日において、株主数が150人未満である場合において、1年以内に150人以上とならないとき
上場会社の事業年度の末日において、浮動株時価総額（浮動株式数に事業年度の末日における最終価格を乗じて得た額をいいます。）が2億5,000万円未満である場合において、1年以内に2億5,000万円以上とならないとき

本公開買付けの結果、当社株式がJASDAQにおける有価証券上場規程第47条に規定される上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社は、公開買付者との間で、上場廃止の回避に向けた具体的な方策について両社にて慎重に検討し、合理的な範囲で実施することを合意しております。なお、当該方策の内容、実施の詳細及び諸条件については、現在具体的に決定しているものではありません。

また、上記記載の浮動株式数による上場廃止基準及び上記記載の浮動株時価総額による上場廃止基準については、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度より適用されます。さらに、上記記載の株主数による上場廃止基準については、事業年度の末日及び当該日から1年の猶予期間における株主数を基準として判断されるところ、本公開買付けの開始後最初に到来する当社の事業年度の末日は、平成24年9月30日です。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

公開買付者は、当社を公開買付者の連結子会社とすることを企図しており、本取引により、当社を連結子会社とした場合には、当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

(6) 公開買付者と当社株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者と本応募者との間における本公開買付けへの応募に関する合意

公開買付者は、平成24年2月13日付で、本応募者及び水谷会長との間で本応募契約を締結しており、本応募契約において、本応募者から、各本応募者が所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募し、かつ、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除しない旨合意しているとのことです（水谷会長は本応募者の連帯保証人となっているとのことです。）。なお、本応募契約に基づく本応募者の上記の義務は、(i)本応募契約において公開買付者が本応募者に対して表明及び保証する事項（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、()本応募契約において公開買付者が本応募者に対して負う義務（注2）が重要な点において適式に履行されていること、()司法・行政機関その他の権限ある機関に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、処分若しくは判決も存在していないこと、()本応募者が本公開買付けに応募する日において、公表されていない当社に関する法第166条第2項に定める重要事実又は法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実であって、本公開買付け開始後において本応募者が新たに知ることとなったものが存在しないこと（但し、本公開買付けに応募して当社株式を売却することが、法第166条又は第167条に違反しない場合は除く。）を前提条件としているとのことです（注3）。

（注1） 公開買付者は、本応募契約において、本応募契約締結日、本公開買付けに係る買付け等の期間及び本決済日において、(i)公開買付者の適法な設立及び有効な存続、()公開買付者における本応募契約の締結・履行に必要な権利能力及び行為能力の保有並びに必要な手続の履践、()本応募契約の有効性、適法性及び強制執行可能性、()本応募契約の締結・履行が公開買付者に適用ある契約、法令、許認可等に違反しておらず、かつ債務不履行を構成しないこと、並びに(v)本応募契約の締結及び本取引の遂行に関連して必要な許認可等の不存在を表明及び保証しているとのことです。

（注2） 公開買付者は、本応募契約において、本公開買付けを実施する義務及び秘密保持義務のほか、(i)上記（注1）に記載の公開買付者による表明及び保証又は本応募契約上の秘密保持義務違反が生じた場合には、その内容を直ちに本応募者に通知すること、()公開買付者の表明及び保証が真実若しくは正確でないことに起因若しくは関連して、又は本応募契約上の秘密保持義務の違反に起因若しくは関連して、本応募者が被った損害、損失又は費用を補償することという義務を負っているとのことです。

（注3） 本公開買付けにおいては買付予定数の上限及び下限を設定していないため、本応募契約における本応募者の義務に係る上記の前提条件が満たされない結果、本応募者による応募が行われない場合であっても、当社株主の皆様は、自らの判断で応募することが可能であり、公開買付者は、本公開買付けに係る応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

公開買付者とミズタニ株主との間におけるミズタニ株式の譲渡に関する合意

(ア) 本ミズタニ株式譲渡契約の概要

公開買付者は、平成24年2月13日付で、ミズタニ株主及び水谷会長との間で、本公開買付けが成立することを条件として、本決済日に、ミズタニ株主が所有するミズタニの発行済株式の全部を公開買付者が譲り受ける旨の本ミズタニ株式譲渡契約を締結しているとのことです（水谷会長はミズタニ株主の連帯保証人となっているとのことです。）。なお、本ミズタニ株式譲渡契約に基づくミズタニ株主の本ミズタニ株式譲渡の実行義務は、(i)本ミズタニ株式譲渡契約において公開買付者がミズタニ株主に対して表明及び保証する事項（注1）の全てが、本ミズタニ株式譲渡の実行日（以下、「本実行日」といいます。）において全ての重要な点において真実かつ正確であること、()公開買付者に本ミズタニ株式譲渡契約（注2）の違反がないこと、を前提条件としているとのことです。また、ミズタニは、公開買付者に対して、ミズタニ継続所有株式については、下記「(イ)本ミズタニ株式譲渡契約における本ミズタニ株式譲渡価格等」に記載の(b)の場合を除き、本公開買付けに応募されない意向であることを表明しているとのことです。

(注1) 公開買付者は、本ミズタニ株式譲渡契約において、本ミズタニ株式譲渡契約締結日及び本実行日において、(i)公開買付者の適法な設立及び有効な存続、()公開買付者における本ミズタニ株式譲渡契約の締結・履行に必要な権利能力及び行為能力の保有並びに必要な手続の履践、()本ミズタニ株式譲渡契約の有効性、適法性及び強制執行可能性、()本ミズタニ株式譲渡契約の締結・履行が公開買付者に適用ある契約、法令、許認可等に違反しておらず、かつ債務不履行を構成しないこと、並びに(v)ミズタニ株式譲渡契約の締結及び本取引の遂行に関連して必要な許認可等の不存在を表明及び保証しているとのことです。

(注2) 公開買付者は、本ミズタニ株式譲渡契約において、本ミズタニ株式譲渡を実行する義務、秘密保持義務及び上記（注1）に記載の公開買付者の表明及び保証が真実若しくは正確でないことに起因若しくは関連して、又は本ミズタニ株式譲渡契約上の秘密保持義務の違反に起因若しくは関連して、ミズタニ株主が被った損害、損失又は費用を補償することという義務を負っているとのことです。

(イ) 本ミズタニ株式譲渡契約における本ミズタニ株式譲渡価格等

公開買付者とミズタニ株主は、本ミズタニ株式譲渡価格については、本公開買付けに係る買付け等の価格を基準に算定された価格とすることを確認の上、本ミズタニ株式譲渡契約を締結しているとのことです。上記の考え方に基づき、公開買付者及びミズタニ株主は、本ミズタニ株式譲渡価格について、ミズタニ継続所有株式1,100,000株に本公開買付け価格を乗じて得た額（440,000,000円）に、平成24年3月31日現在のミズタニの貸借対照表に記載された資産（当社株式を除く。）の額を加え、同負債の額を控除した額とすることで合意しており（注1）、ミズタニがその所有する当社株式を本公開買付けに応募した場合の対価と実質的に異なる価格になるよう設定しているとのことです。また、公開買付者とミズタニ株主は、本公開買付けとの関係で、ミズタニ及びミズタニ株主が他の当社株主に比べて有利な取扱いを受けることがないよう、本ミズタニ株式譲渡契約において、以下の事項に合意しているとのことです。

(a) ()ミズタニ株主及び水谷会長（以下、「ミズタニ株主等」といいます。）による表明及び保証（注2）のいずれかが真実若しくは正確でないことが判明した場合又は()ミズタニ株主が本ミズタニ株式譲渡契約に定める義務（注3）に違反した場合には、ミズタニ株主は、公開買付者に対して、これらに起因若しくは関連して公開買付者が被った損害、損失又は費用（合理的な弁護士費用を含む。）を補償すること。

(b) 上記() ()に関する事項のいずれかが本公開買付けの買付期間満了日までに生じた場合には、ミズタニ株主は、公開買付者の要請に基づき、ミズタニをして、ミズタニが所有する当社株式（ミズタニ継続所有株式：1,100,000株）全てを本公開買付けに応募せしめること（なお、かかる応募が行われた場合、本ミズタニ株式譲渡は行われないとのことです。）。

(注1) 本ミズタニ株式譲渡は本実行日に実行されますが、本実行日においては、本ミズタニ株式譲渡価格が確定していないため、公開買付者はミズタニ株主に対して、本実行日に平成24年3月31日現在のミズタニの予想貸借対照表に基づいて算出された金額（255,239,267円）を支払ったうえで、平成24年3月31日現在のミズタニの貸借対照表が確定した段階で、必要な精算を行う予定とのことです。

(注2) ミズタニ株主等は、本ミズタニ株式譲渡契約締結日及び本実行日において、ミズタニ株主等及び当社に関する一般的な事項の他、ミズタニに関する事項として、適法な設立及び有効な存続、ミズタニの発行済株式総数が10,015株であること及び新株予約権等の潜在株式の不存在、倒産手続の不存在、財務諸表の適正性、偶発債務の不存在、重要な資産がミズタニ継続保有株式のみであること、ミズタニの締結している契約内容、反社会的勢力との関係の不存在、及び訴訟、仲裁等の紛争の不存在に関して表明及び保証をしているとのことです。

(注3) ミズタニ株主は、本ミズタニ株式譲渡契約において、本ミズタニ株式譲渡の実行の義務及び秘密保持義務のほか、(i)上記(注2)に記載のミズタニ株主等による表明及び保証が真実若しくは正確でないことに起因若しくは関連して、又は本ミズタニ株式譲渡契約上の義務の違反に起因若しくは関連して、公開買付者が被った損害、損失又は費用を補償すること、並びに、()本公開買付期間中における義務として、本ミズタニ株式譲渡契約の締結日から本ミズタニ株式譲渡の実行までの間、公開買付者が書面により事前に同意した行為を除き、当社をして、善良なる管理者の注意をもってその事業を運営させ、かつ、通常の業務遂行の範囲を超える行為又は当社の企業価値若しくは経営状況に重大な悪影響を及ぼしうる行為(当社が保有する資産の売却及び当社における剰余金の配当の実施を含むがこれらに限られない。)を行わせないことという義務を負っているとのことです。

万が一、本公開買付け開始後に判明した事情により、本ミズタニ株式譲渡価格が、本公開買付けに係る買付け等の価格を基準に算定された価格よりもミズタニ株主に有利な価格であることが確認された場合には、公開買付者は、上記(a)に基づきミズタニ株主に対して金銭的な補償を求め、又は、上記(b)に基づきミズタニ継続所有株式を本公開買付けに応募させることを予定しているとのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
水谷 軍司	代表取締役会長	-	589,000	5,890
向井 敏雄	代表取締役社長	-	60,000	600
木下 倬男	専務取締役	長岡工場長	2,000	20
小島 俊一	常務取締役	製造本部長	34,000	340
長谷川 邦雄	取締役	管理本部長	2,000	20
衛藤 潤生	取締役	営業本部管掌兼新規事業開発室長	10,000	100
田島 恒宗	常勤監査役	-	20,000	200
椿 勲	監査役	-	20,000	200
森 啓	監査役	-	1,000	10
計	9名		738,000	7,380

(注) 所有株式数及び議決権の数は提出日現在のものです。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上